

麻しんの定期予防接種に係る対象者の見直し（回答）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：堀田力）に諮り、その意見を踏まえて、平成22年3月30日、厚生労働省に対しあっせんし、平成23年5月31日、同省から回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

修学旅行のために高校2年生で予防接種を受ける場合も、高校3年生での予防接種と同様に、無料で受けられるようにしてほしい。

「麻しん」は、ウィルスに感染することから起こる伝染病で、特効薬はなく、ワクチンの予防接種が有効（2回の予防接種によりほぼ100%免疫獲得）

※ 「麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第442号）」

平成20年4月から平成25年3月までの間、中学1年生と高校3年生の年齢に相当する者を麻しんの定期予防接種の対象として追加すること等により平成24年度中に日本から麻しんを排除

※ 定期予防接種の対象でない者の費用は原則全額自己負担

（あっせん要旨）

厚生労働省は、麻しんの排除に係る国際的取組の状況を踏まえ、我が国から海外へ修学旅行に行く高校生による麻しんの発症を厳に防止するため、これらの者に対する定期予防接種の柔軟な実施を可能とする方法について具体的に検討する必要がある。

- 平成20年度は年間約17万人の高校生が修学旅行で海外へ。そのうち約9割は2年生
- ⇒ 事前に学校等から予防接種を推奨されているが、未接種のまま出発している者もいる（接種費用の負担も原因の一つ）

（回答要旨）

厚生労働省では次の措置を講じた。
「予防接種法施行令の一部を改正する政令」により、高校2年生相当の者についても、麻しんの定期予防接種の対象者とした。（平成23年5月20日公布、同日施行）

これにより、学校教育の一環として海外へ修学旅行又は研修等に行く高校2年生相当の年齢の者についても、自己負担ではなく、市町村長が行う今年度の麻しんの定期予防接種を受けられるようになった。（注）

（注）上記の予防指針により、平成24年度に接種対象としていた高校3年生の年齢に相当する者も、今年度（高校2年生相当の者）の定期予防接種の対象とし措置



担当部局：総務省行政評価局行政相談課
連絡先：行政相談業務室長 龍宮 克宏
電話：03-5253-5425（直通）
FAX：03-5253-5426
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

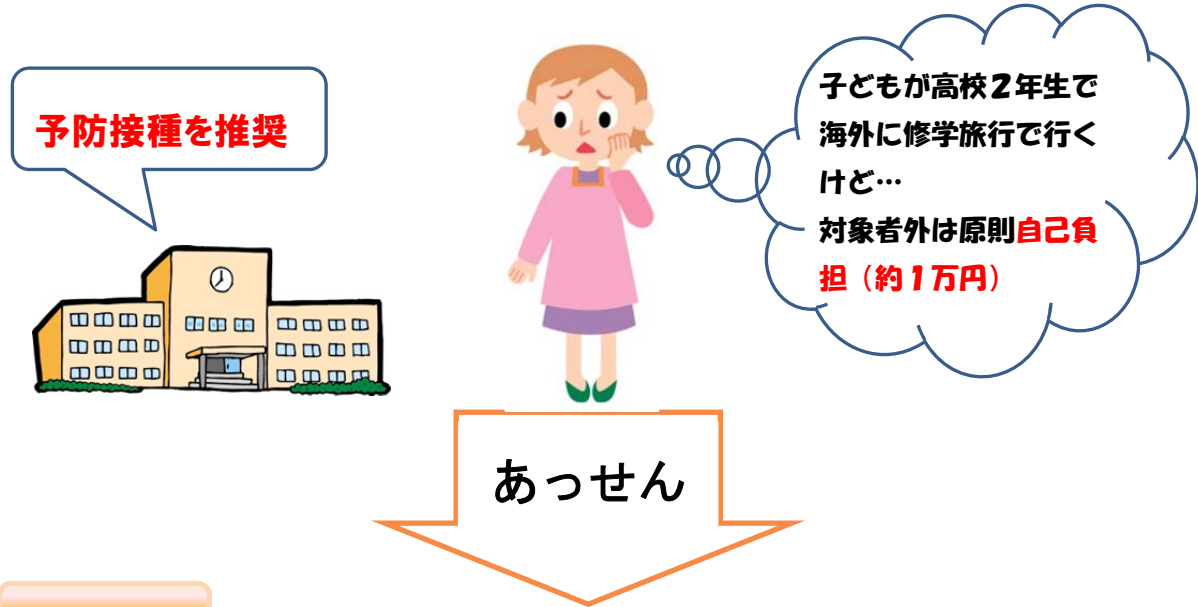
麻しんの定期予防接種に係る対象者の見直しについて

あっせん前

- ・ 平成 20 年度、年間約 17 万人の高校生が修学旅行で海外へ。そのうち約 9 割は 2 年生。
- ・ 複数の市に聴取したところ、高校 2 年生で海外へ修学旅行に行く者を定期予防接種の対象とすることの必要性は認識しており、そのための法令の整備を求める声があった。

現状：高校 3 年生相当の年齢者に定期予防接種
(既に罹患したことが確実な者及び予防接種を 2 回接種した者を除く)

高校 2 年生相当の年齢者は対象外



措置状況

高校 2 年生相当の年齢の者についても、今年度の麻しんの定期予定接種の対象に。

